

栗山町中小企業振興資金保証料補給要綱

(目的)

第1条 この告示は、栗山町中小企業振興資金（以下「資金」という。）の貸し付けに伴い、融資を受けた中小企業者等の負担を軽減することによってその経営の安定向上を図るため、これに要する信用保証料（以下「保証料」という。）を補給することを目的とする。

(保証料補給の申請)

第2条 保証料の補給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、融資を受けた資金を完済した後において、栗山町中小企業振興資金保証料補給申請書（別記様式）を町長に提出しなければならない。

(保証料補給の決定)

第3条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、保証料の補給を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

2 町長は、申請者が次の各号の一に該当する場合は、保証料の補給をしないものとする。

(1) 町税等に未納がある者

(2) その他町長が保証料の補給をすることが不相当と認めた者

(保証料の補給額)

第4条 保証料の補給額は、申請者が資金を借り入れた時点における北海道信用保証協会が定める保証料率により算定した額とする。

(保証料補給額の支払)

第5条 保証料の補給額は、決定通知後速やかに申請者に支払うものとする。

(委任)

第6条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。